

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）大佐山風力発電事業  
に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年7月4日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 島根県浜田市、広島県山県郡北広島町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 約58,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 4月 6日
環境大臣意見受理	平成29年 6月23日
経済産業大臣意見	平成29年 7月 4日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井  
電話03-3501-1742（直通）

## 株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### （１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### （２）累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であり、累積的な影響が懸念される。このため、今後、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### （３）事業計画の見直し

1.（１）及び（２）並びに2.により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響、鳥類、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### （４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

#### （５）関係機関等との連携及び住民への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係する地方公共団体の意見を十分勘案し、方法書以降の環境影響評価手続を進めること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### 2. 各論

#### （１）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （２）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類のクマタカの生息及びハチクマの渡りの移動経路が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、これら鳥類の重要な生息地、移動経路等に配慮すること等により、鳥類に対する影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく西中国山地国定公園（以下「国定公園」という。）の第1種特別地域から連続するブナーミズナラ群落が存在しており、当該群落は広範囲に分布している。また、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、同調査の第2回・3回・5回調査（特定植物群落調査）により選定された特定植物群落（八幡湿原）、広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号）に基づく八幡湿原県自然環境保全地域等の重要な自然環境が存在しており、本事業の実施により植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月環境省）を参考に、対象事業実施区域の国定公園区域内における復元困難な植生等の区域の状況を調査により把握した上で、当該区域及び特定植物群落に該当する湿原植生の改変を回避すること。また、既存道路、無立木地を活用すること等により、上記以外の重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

### (5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその近隣には、国定公園の第1種・第2種・第3種特別地域に指定され主要な眺望点及び景観資源となっている大佐山が位置しており、更には優れた自然の風景地として大佐山の山頂を含む山稜線一帯が含まれている。また、大佐山周辺には国定公園の利用計画に位置づけられている歩道及びスキー場が存在しており、本事業の実施によりこれら眺望点及び眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、国定公園区域における「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参考に、主要な眺望点から眺望する場合の眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備及び山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。また、国定公園区域の周辺における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、上記の国定公園区域の主要な眺望点からの眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

加えて、国定公園区域の周辺に風力発電設備等を設置する場合は、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に係る手法の選定に当たり、人と自然との触れ合いの活動の場に

対する影響と併せて、国定公園の管理者及び利用者、関係する地方公共団体並びに専門家の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその近傍には、大佐山及び歩道「阿佐山恐羅漢山線」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される。

このため、事業計画の検討に当たっては、大佐山及び歩道「阿佐山恐羅漢山線」の利用状況に関する調査及び予測を行い、本事業の実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、大佐山山頂及び歩道「阿佐山恐羅漢山線」については公園管理者と十分に協議の上、直接改変を回避するとともに、山頂及び歩道「阿佐山恐羅漢山線」を除く大佐山一帯については影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。